

というよりはむしろ伝統的国際経済学の成果を縦横に活用されていること。

第4、日本型直接投資・技術移転という新しい概念を、一般的であったアメリカ型に対して提出されたこと。

第5、他の諸研究に対する整理・批判を綿密に行っておられること。

小島教授が、第2次大戦中から、国際経済の理論および政策について数々の優れた研究をものとしてこられることは衆知の通りであり、余人の及ぶ所ではない。本書を通じて直接投資論について新たに発表された考察は、結論や推論に対して全面的に賛同しない評者にとっても、ビジョン・研究方法などいろいろの面において教えられる所が多い。

以上のように、評者は小島教授の新説へのアプローチを高く評価するものである。しかし、研究対象に対するビジョン、アプローチのしかたについては、残念ながら小島教授に同調することができない。この点については小島理論に対する批判のトップを切って、昭和47年9月に

「対外直接投資と国際分業」(国民経済雑誌)の中で明らかにし、その後「海外直接投資理論の考察——比較利潤率理論の検討によせて」(世界経済評論、昭和50年11月)，

「海外直接投資の理論的分析」(神戸大学経済学研究年報22、1975)などにおいて、比較生産費・比較利潤率理論は成立しないこと、特殊的要素理論の方が直接投資の分析に適していること、その他の点を示した。これらに対して、本書で反論が展開されている。こゝでは、反論に対する再批判というくり返しは回避しておく。ただ、比較生産費・比較利潤率対応原理の証明に当って小島教授はフル・コスト原理を利用されているが、この寡占理論と自由競争を前提とするヘクシャー＝オリーン理論(小島教授が全面的に依拠されているもの)とはどのように結びつけることができるのかという点だけを指摘しておこう。

第10章の直接投資理論の体系については、昭和51年の日本経済政策学会で小島教授が報告された折、評者は討論者を受け、アメリカ型と多国籍企業との重複、合意的産業内交互投資は貿易障害克服型から派生するものであって同列に並べられないこと、その他の点を指摘した。これについては、「小島・直接投資理論に対する若干の疑問」(世界経済論、昭和51年11月号)において詳説した。本書では、この批判は取上げられておらず、小島教授がどのような反論を提出されるかは今後に待ちたい。

小島教授の世界経済ビジョンは、先進国が前へ進む後を開拓途上国がフォローして摩擦のない調和的国際貿易、したがって調和的な国際的産業配置が望ましいというも

のである。その根底には、自由貿易下の国際分業が共存共栄の原理であるという信念および伝統的国際分業論がある。しかし、現実は、主導的先進国が主として担ってきた技術革新が停滞期に入り、先進国間での競争激化と開拓途上国とりわけ新興工業国の追上げから、自由貿易にだけ頼って調和的国際貿易を維持することはできなくなっている。また国際分業が共存共栄であるという時、それが衡平な発展を約束しているという証明はできないし、ヘクシャー＝オリーン理論では完全雇用を前提しているが現実には自動的に完全雇用となるわけではない。こうみると、比較劣位の大きいものから順に、産業を開拓途上国にゆずる日本型直接投資が望ましいとしても、先進国間で競争がある限り、また各先進国の企業が自らの存続と拡大をめざす限り、アメリカ型直接投資とならざるをえなくなる可能性が高くなるであろう。そのような中でこそ、「合意的国際分業」(小島教授の用語法とは異り、いわゆる「管理された国際分業」の意味で)の必要性が痛感されるのではなかろうか。

直接投資と国際分業とを総合する理論が欲しいことについては、評者も大いに賛同する。評者は、そのためには特殊的要素理論を展開したのである。もっとも、小島教授と同様に、まだ分析が静態的分析の域を出ておらず、貯蓄・資本蓄積を含んだ形になっていない。この点を含めた展開を、多国籍企業研究会会長の入江猪太郎教授からせかされているのであるが、まだ着手していない。

なお、本書は英訳されて *Direct Foreign Investment* (Croom Helm, 1978)として出版されており、これについては小田正雄氏の紹介と適切なコメントが世界経済評論の本年1月号に掲載されている。参照いただきたい。

〔池本 清〕

小野朝男
『国際通貨体制』

ダイアモンド社 1976.12 xiv+453ページ

* * *

真藤素一
『国際通貨と金』

日本評論社 1977.3 viii+257ページ

(1)

小野の『国際通貨体制』が刊行されたのが1976年12

月、真藤の『国際通貨と金』は77年3月である。76年にはキングストン(ジャマイカ)で開かれたIMF暫定委員会(1月)での合意にもとづき、理事会が作成したIMF協定改正案が総務会で承認され(4月)、加盟国に批准を求めるため回付されている(批准の結果、協定改正は78年4月に発効)。IMF協定は1969年にSDRの創設を主内容として改正されているので、今回の改正は第2次改正になるわけだ。第2次改正の中心は、変動為替相場制が合法化されたこと、金に関する一切の規定が協定から削除されたこと(いわゆる金廃貨)の2点である。したがって小野と真藤は、このIMF協定第2次改正案を見とどけた上で、現在の国際通貨体制を理論的に総括し、その将来を展望しようとしたといってよいだろう。

ところで、協定第2次改正によって法的表現を与えられた国際通貨体制の変貌が、直接的には、1971年8月に宣言されたドルの交換性(その中心は金との交換性)の停止にはじまるものであることはいうまでもない。それは、国際通貨としてのドルのいわば破綻であった。すくなくとも、ドルの国際通貨性がその交換性と結びついていると考えていた多くの人にとって、交換性の停止とはドルの崩壊であり、そして、ドルを中心通貨、基軸通貨とする国際通貨体制の崩壊を意味した。ケインジアンのトリフィンも、ネオ・リベラリストのリュエフも、マルクス主義者も、それぞれの理論構成は大いに異なるが、国際通貨としてのドルにとって交換性が決定的な重要性をもっていると考える点では一致していたといってよいだろう(私もそのように考えていた)。とくにマルクス経済学者の大多数は、金との交換性はそもそもドルが国際通貨であるための不可欠の要件であると考えていた。

ところが、実際には、交換性を失ってもドルは国際通貨としての機能をやめなかった。主要国間の為替相場は変動相場制に変り、その意味で、固定為替相場制を特色とするブレトン・ウッズ体制は崩壊した。しかし、その変動相場体系で結ばれた国際通貨体制においても、ドルはいぜんとして中心通貨、準備通貨であり続けた。このような現実を眼前にすると、ドルを国際通貨、それも中心通貨たらしめている条件を再検討することがぜひとも必要となる。すくなくとも、金との交換性はドルが国際通貨として機能するための不可欠の要件ではなかった、と考えるのが当然であろう。

もちろん、他方では、ドル問題をまったく違った立場から眺めていた人たちもいる。フリードマンに代表される変動為替相場制論者である。彼らによれば、そもそも固定比率でのドルと金との交換性(金価格の公定)は不

用有害なものであった。だから、1960年代に激化したドルの交換性の危機は何らドルの危機を意味しなかった。交換性の停止によってドルは無用の束縛から解放されたのだと変動相場制論者は主張した。そして、交換性停止によって実現した変動相場制によって、国際收支問題も国際流動性(の量)の問題もいわば自動的に解決され、為替相場は安定するだろうと予想した。

だが、実際には、変動相場制の下で為替相場は安定しなかった。とくに1977~78年にはそれは極度に不安定化した。その結果、それまでは国際通貨としてしぶとく機能し続けてきたドルを忌避しようとする国際的な動きが、にわかに活潑化してきた。以上のような事態をどう説明するのか、変動相場制論者もやはり試練に立たされているといってよい。

こうして、現在、国際通貨論はどの面からみても再構築の必要に直面しているといわなければならない。

(2)

しかし、小野にも真藤にも、従来の認識と理論についてのような危機感はない。2人は、細部の具体的な理論展開においては相当に異なるが、ともにマルクス貨幣論に立脚し、世界貨幣とは金であり、ドルのような国民通貨が国際通貨として機能しうるのは、結局はそれが金との交換性をもち、それによって金の代理をする限りにおいてであるという基本認識においては一致している。したがって2人にとっては、交換性停止後のドルについての認識の問題というのは、“理論的には通用するはずのないドルが国際通貨として機能しているのはなぜか”というふうに設定されることになる。「このようなドルの不換化は、各国が相対的に独立している国際間にあっては、金のみが最終的な決済手段として機能することを許されることから、その国際通貨としての機能に支障をきたさないはずはなかった」(小野、181ページ)。「かくて問題は金との交換性を喪失したドルが、世界市場における商品流通の支払手段として機能できる根拠の析出にある」(真藤、179ページ)。

最初にハッキリさせておくが、以上のような立論の仕方、すなわち、“理論的には(すなわち自己が立脚する理論によれば)、国際通貨たりえない不換のドルが、現実には国際通貨として機能している。この現実を自己の理論にもとづいて説明しよう”というような試みは、まったくバカげており、へりくつ、こじつけにならざるをえないであろう。具体的に見てみよう。

果たせるかな、小野はこの決定的な論点の解明を回避している。その点を真正面から論じた部分がないのであ

る。代りに、交換性を欠いたドルについてのつぎのような叙述にわれわれは出くわすのである。「ドルの金の兌換停止によって、金に代わって国際間を通貨として機能しうる安定した国際通貨を欠如させている」(197 ページ)。「失われた国際通貨の金兌換の道を再開する以外に、安定した国際通貨さらには国際通貨制度の再建の道はない」(261 ページ)。すなわち小野は、ここでは、交換性の停止はドルの国際通貨としての機能を失わせるのではなく、その国際通貨としての安定性を失わせるのだと述べているのである。これは論点のすりかえである。しかし小野はそうすることによって、ドルの国際通貨としての流通の根拠はその金との交換性にあるとする自らの前提理論を否定してしまっている。

ところで小野のこの論理は、兌換を停止された通貨の価値は不安定化(通常は減価)すると説く、マルクス経済学者の国内通貨についてのそれと類似している。あるいは小野は、無意識のうちにこのアナロジーで国際通貨ドルを論じているのであろうか。しかしマルクス経済学者は(したがって小野も)、通貨価値が安定的であれ不安定であれ、不換の通貨がそもそも流通しうるのは国家の強制通用力によるのだと説いている。ところが、小野がくり返し強調しているところだが、「各国が相対的に独立している国際間においては」、特定の国民通貨に国際的な強制通用力を付与することはできない。したがって、不換通貨の国内流通に関する論理のアナロジーで不換のドルの国際的流通を根拠づけることは、小野には許されないのである。

ただし小野は、SDR については、「それはあたかも紙幣が国内において、強制通用力を与えられることにより、通貨として機能させられるのと、まったく同様である」(209 ページ)と述べている。諸国家の共同行為としてならば、国際的な強制通用力の付与も可能だというのだろうか。

これに対して真藤は、「公的金交換性を喪失したドルが、世界市場における商品流通の支払手段として機能する」とすれば「それはなぜであるかと真正面から問い合わせるように論じている。「それは変動する市場価格での民間所有ドルの金への形態転化の可能性…のために、他の通貨よりも「信認」—弱い「信認」—できること、および不換のドルの所有を内実とする諸国の国際協力に起因するものとしなければならない。したがって不換のドルの急増が諸国の協力の限度をこえれば協力は消失して、過剰ドルの累積への黒字国の抵抗としてのフロートに移行する」(180 ページ)。ここで若干解説を要するが、真藤は

この叙述の前半はドルの交換性停止後の固定相場性(いわゆるスマソニアン体制)を念頭におき、後半はその後のいわゆる総フロートを念頭において論じているのである。

ここで真藤がいっていることは、民間所有のドルが市場価格で金へ形態転化しうるということは、一種の(弱い)ドルの金との交換性だということである。もしそうであるならば、民間において金の自由売買が認められている国(日本もそうである)の通貨はすべて交換性という点でドルと同格ということになり、それではほかならぬドルの国際通貨性の根拠を論じたことにはならないのである。それに、民間市場での金売買をも交換性とみなすならば、これと比較しての公的金交換性の唯一の特質とは、固定価格での金の売却ということ以外にはないということになる。だから真藤のこのような論理では、結局は小野のそれと同じように、公的交換性とはドルをして国際通貨たらしめる根拠なのではなく、金価格を固定化し、ドルの為替相場を安定させる手段にすぎない(この命題自体は正しいと私は思う)、ということを認める結果になるのである。

(3)

それでは小野と真藤は、国際通貨体制の将来についてはどのように見ているのだろうか。はじめに述べたように、2人はいわゆるキングストン合意あるいはジャマイカ合意と、それにもとづく IMF 協定第2次改正案をふまえて論じているのであるから、その将来展望はこの改正案の評価と結びつくのは当然である。

小野は、キングストン体制は「これまでの国際通貨体制の混乱に一応の終止符を打たないはずはなかった」(254 ページ)と、それをかなり積極的に評価している。しかし、キングストン合意にはいくつかの矛盾があるという。「まず金の取扱いについてであるが、一方では金廢貨の方向を示すと同時に、他方では金の復位の方向を示している。同様に為替相場制度についても、変動制を公認すると同時に、固定制への復帰の手順も示している。ここに、今回の決定の暫定的かつ過渡的な性格が示唆されている、といえよう」(同)。ここで述べられている金の復位の方向というのは金の公定価格の廃止によって、通貨当局の自由市場との金取引を規制した IMF 旧協定の条項が失効し、通貨当局の金取引が自由化の方向に向うこと、そのことは金が再び国際支払手段として使用される可能性を開くものであること、などをさしている。なお、真藤もその点に「世界貨幣金の支払手段機能の復位」(195 ページ)をみている。

ところで、小野のいうキングストン体制の過渡的な性

格とは何に向っての過渡かというと、それは、「国際通貨体制の安定にとって」の「中間的」(255 ページ)という意味である。つまり、状況は安定を指向しているというわけだ。それでは、国際通貨体制の安定はどうにして再建されるかといえば、それは「失われた国際通貨の金兌換の道を再開する」(前出)ことによってである。

しかし、このような展望はいさか単純で楽観的過ぎるようと思える。国際通貨体制が安定するということは、資本主義の世界経済が安定することを意味するが、果たして世界経済は安定へ向っているのだろうか。もし、状況が安定に向っているのであり、交換性をもつ国際通貨が再建されるというのであれば、1971 年以降の交換性停止と国際通貨不安定の時期は、安定期と安定期の幕間でしかなかったということになろう。

ただし、小野はこうした展望をここに紹介した以上に具体的に展開しているわけではない。むしろ小野にとっては、交換性や金の復位とは国際通貨体制がそこへ戻るべきいわば規範なのである。実際、小野はブレトン・ウッズ体制の下では国際間においては貨幣制度は金本位制であった(133 ページ)として、それをはなはだ肯定的に叙述しているのである。だが、金本位制を絶対視し、その復活が望ましく、かつ、可能であるかのように論ずることは、古典的自由主義者と同じ立場に立つものであることを指摘しておきたい。

これに対して真藤は、ジャマイカ合意は「單なる現状肯定につきる」(197 ページ)とみる。「それは現代資本主義の資本蓄積機構に内在化したインフレが、資源・エネルギー問題など世界経済の再編要求を加重して、激化したことによる起因する…。インフレがかかる構造的要因…に起因するかぎり、その早急な抑制は資本の要請とは思えない。したがって單なる現状肯定的性格の当面の措置が長期化するとも予想される」(同)。長期化するのは、不換のドル、管理フロート、名目価値の SDR などによって組み立てられる「インフレの内在化に対応するいわば名目主義的体制である」(同)。

真藤のこの展望を具体的に論評することは紙数の都合から省略するが、それはすくなくとも小野のそれよりはリアルであるといえよう。ここでは、むしろ真藤の「名目主義的体制」というとらえ方に注目したい。彼のいわば金属主義的貨幣論からすれば、こうした「名目主義的体制」は存在しないはずのものである。それにもかかわらず、自己の理論からすれば奇怪な存在であり、「国際通貨として異質」(3 ページ)の存在であるものを直視したリアリズムと、可能なかぎりそれを齊合的に論理化

しようとした精細な努力を私は評価したい。

〔富塚文太郎〕

J. デュラント

『経済発展下における労働力分析』

——国勢調査の国際比較——

John D. Durand, *The Labor Force in Economic Development: A Comparison of International Census Data 1946—1966*, Princeton: Princeton University Press, 1975, xv + 259 pages.

1

この書物は、第 2 次大戦後に施行されたおよそ 100 カ国の国勢調査結果を集め、それらを丹念に集計・解析することによって、経済発展に伴う労働率の変動について、いくつかの知見を導き出そうと試みたものである。この意味で、徹頭徹尾データ吟味に徹した帰納的書物である。著者が対象とした国勢調査は、1946 年から 1966 年までの間に行なわれたものに限られ、また人口 50 万人に満たぬ国は除外された。著者によると、この時期に人口 50 万人以上の国は総数で 136 であったから、そのうち 100 カ国を網羅したというのはなかなかの好成績といわなければならない。もっとも、100 カ国というのは、上記の期間中少なくとも 1 回センサスの実施された国であるから、2 回以上調査が行なわれ、異時点間の比較を許す国といえば 58 カ国だけとなる。同様に、まがりなりにも男女ごとに年令別の労働率を計算できる国は 83 カ国あるが、同じデータを、さらに細かく都市・農村別に分類しようとすると、その目的が達せられるのはわずか 38 カ国にすぎない。

労働率とは、労働力人口を生産年令人口で割った商のことであるが、このこうな簡単な概念でも、これら 100 カ国に統一的に適用しようとすれば、さまざまの修正を施して相互に比較が可能なように工夫する必要がある。早い話、生産年令をいかに定義するかは国によってマチマチであるが、ここではこれを 10 才以上人口と規定している。著者は、未修正の労働率のことを粗活動比率(Crude Activity Rate, CAR)と呼ぶが、CAR は、次の 3 要因によってその大小が決まってくる。すなわち、(a)各年令階層ごとの男子労働率、(b)各年令階層ごとの女子労働率、および(c)性・年令別人口構成、の 3 者がそれである。そこで著者は、労働率を性別に分け